特記 仕様書

第1条 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、山梨県県土整備部 土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という)でいう特記仕様書(以下「特記仕様書」という)で、『市道 1-20 号線(都橋) PCB 除去及び塗装工事』の施工に適用する。
- 2) 本工事は、

場所笛吹市一宮町北都塚地内

路線名 笛吹市道 1-20 号線(都橋)

であり、この特記仕様書は共通仕様書を補完する。

3) 本工事の実施にあたり特記仕様書に明示なき事項については、共通仕様書、現場 説明事項及び工事協議(打合せ)書によるものとする。

第2条 関係機関との協議

本工事は御手洗川河川区域内での工事となるため、山梨県峡東建設事務所に対し、工事着手前に事前打合せを行い必要な書類等があれば提出すること。また、施工中においても河川状況の変化等、必要に応じて報告・打合せを行いその指示に従うこと。

第3条 施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書は、現場着工前(契約日から30日以内)までに提出すること。その際、緊急時の体制及び対応については、休日であっても不測の事態に対応できるよう連絡先を明記すること。また、本工事の内容に応じた施工・安全訓練等の具体的な計画や、下請負の予定がある場合は、その業者名・下請負範囲・下請負の現場代理人等を施工体系図で明記する(明記できない箇所は監督員と協議する)。

第4条 建設副産物の適正処理

工事の施工により発生する PCB 含有物、グリット及びばく露防止対策資材、呼吸用防護等は、適正な処置及び指定箇所に保管すること。

第5条 事業損失防止

工事施工にともなう水質汚濁等により河川に影響を及ぼす恐れがあるため、濁水の流出、 資機材及び廃材の散逸等に対し飛散防止のネット等を使用する等、十分な対策を講じること。特に、構造物取り壊しに係るコンクリート殻や、生コンクリート等が河川へ流出しないよう十分に対策を講じた上で施工を行うこと。

第6条 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1)段階確認の計画書作成

工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を期した 段階確認工程表を作成する。なお、施工計画書作成対象工事においては、施工計画書 に含めて提出しなければならない。

2) 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

3)段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査(確認)部分の出来形が確認できる資料を事前に作成

し、監督員に提出すること。

4)段階確認実施日程

請負者は、段階確認により発注者の確認を受ける必要のある場合については、原 則立ち会い希望日の前日までに書面により協議すること。

5) その他

段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請 負者の様式により管理できる。

第7条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積 載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- 5) 橋梁点検車等の使用については、積載制限重量の遵守、墜落防止対策、運転操作等 安全には十分配慮すること。

第8条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として 作業員全員の参加により月当たり半日(4時間)以上の時間を割り当て、下記の項目か ら実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1) 安全活動のビデオ等の視覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底
- 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

第9条 工事の下請負

請負工事の一部をやむを得ず下請負に附した場合には、その金額にかかわらず施工体制 台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。その場合には、施工体系図の写しも合 わせて提出すること。施工体系図には、下請け契約にあたらない資材等の運搬や輸送、交 通誘導警備員等についても可能な限り記載すること。

第10条 工事実績の登録

受託者は、工事実績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター。)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員に提出、承認をうけた後に、 (財)日本建設情報総合センターにデータを提出するとともに、「工事カルテ受領書」の 写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- 1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- 2) 完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。
- 3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、 変更のあった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

第11条 建設リサイクル法対象建設工事の届け出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第12条 工事中の交通及び保安設備

工事区域内への一般車両の進入を防止するため危険防止柵を設置し、必要に応じ保安用の夜間照明設備を設置する等、十分な危険防止対策を施すこと。

また、工事区域内での車両の運行、及び歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の 交通誘導警備員を設置し、通行の誘導、路面の補修に努める等、交通及び保安上十分な措 置を講じること。

- 1) 工事の施工にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」(H28年4月改訂)に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。
- 2) 本工事の施工に際しては、道路工事交通保安施設設置基準 A型標準図により交通誘導警備員及び保安施設を設置するものとする。また、交通整理は次の通り実施するものとする。

なお、④の(1)から(3)に掲げる路線で当該業務を行う場合は、1級または2級の交通誘導警備業務検定合格警備員を、場所毎に1人以上配置すること。

また、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。

- ① 交通誘導の時間帯 8:00~17:00 実労9時間(交替要員有り)を基本とする。
- ② 交通整理 期間

交通誘導警備員の配置人員については、以下の通りとする。

・橋上作業【昼間勤務、交替要員有り】11日間(配置2名+交替要員1名:合計3名) を想定している。

なお、施工条件に変更が生じた場合は監督員と協議するものとする。

- ③ 「土木工事安全施工技術指針」ほか関係法令等を遵守のうえ施工すること。
- ④ 警備員等の検定に関する規則第2条の規定に基づき、山梨県公安委員会が認定する 主要路線はつぎのとおりである。
 - (1) 国道20号 : 山梨県の全域 (2) 国道137号 : 山梨県の全域
 - (3) 国道 1 4 0 号 : 山梨県の全域

第13条 再生資源利用計画(実施)書及び再生資源利用促進計画(実施)書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省HPにEXC EL形式で公開されている様式により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促 進計画書1部(紙)を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初作成した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を印刷し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。その際、同HPに公開されているチェックソフトにてエラーチェックを行い、結果を印刷したものを提出すること。

なお、作成した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※「再生資源利用[促進]計画書(実施書)」は下記方法により入手すること 国土交通省ホームページがからダウンロード

URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_0306010 1credas1top.htm

第14条 排出がス対策型建設機械および低騒音型建設機械の原則使用

排出がス対策型建設機械あるいは、排出がス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、および指定された低騒音型建設機械を使用する場合には、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影し、監督員に提出するものとする。

第15条 出来形管理

出来形管理基準については、山梨県県土整備部監修『建設工事必携』及びこれに基づく 『2. 土木工事施工管理基準及び規格値』を準拠するものとする。

第16条 創意工夫

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または 地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の 様式により提出することができる。

第17条 留意事項

- 1)施工の際は安全施設等十分設置し、近隣耕作者及び道路利用者の交通安全に十分注意すること。
- 2) 工事で発生する騒音や振動、沿道の取り付け、排水、雨水処理等による苦情が発生しないよう努めること。
- 3) 監督員との協議、段階確認等には協議書等を提出し、図面や数値等でその内容がわかるよう参考資料を添付したうえで2部提出すること。
- 4) コンクリート殻・アスファルト殻の出来形管理は立米管理を原則とする。
- 5)設計内容にかかわる物はもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕 によりそのつど処理するものとし、了解・承諾のある前に施工した場合は、受注者の 責任により行うこと。
- 6) 本工事において、土木工事共通仕様書による工事測量に基づき起工測量を行い、その 結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造 等の検討を行い、受注者の責任において施工するものとする。
- 7) 労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工 計画書に添付すること。
- 8) 受注者は、工事着工前には周辺の地権者・耕作者・役員等立会いのうえ、民地との境界確認、施工方法・施工期間等を説明しトラブルの無いよう立会い一覧表に署名等をもらい提出すること。
- 9) 既設舗装の取壊しについて、舗装版の厚さに相違があり取壊し・処分数量に相違が生じた場合には、協議を行い数量の変更を行うこと。その際には根拠となる資料を添付すること。
- 10) 変更に関する協議の行われていない事項に関しては、請負金額の変更は行わないものとする。(工事請負契約における設計変更ガイドライン(平成30年6月)による)

第18条 施工方法について

1)現場塗装工

補修塗装は、素地調整区分により「鋼道路橋防食便覧(平成26年3月)(社)日本道路協会」に示されるRc-I塗装系とする。

素地調整は、鋼道路橋防食便覧Ⅱ-137~147 に行うものとする。なお、素地調整によって生じた旧塗装のケレンダストは有機物を含んでいることがあるので、周辺環境に十分留意して施工するとともにその廃棄物は適切に行うこと。

塗装は素地調整終了後、同日中に必ず下塗りまたは補修塗りを行う。当日塗装が出来なかった場合には、翌日あらためて素地調整を行ってから塗装すること。

重ね塗りは、前工程の塗装が十分乾燥してから行うこと。

品質管理、出来高管理は、下記表により行うこと。

品質管理 試験項目	試験頻度	規格値
気温	1日2回(午前、午後)	鋼道路橋防食便覧
湿度	1日2回(午前、午後)	$\Pi - 77$

(2)塗装仕様について

塗替え塗装工における1種ケレン仕様については、研削材再利用式ブラスト処理とする。

第19条 足場工について

本工事の施工に際し、労働者の足場からの墜落等を防止し、適切な職場環境を施すこと。

- 1) 工事の施工に際し、「手すり先行法等に関するガイドライン」に基づき適切な足場の設置を行い、墜落等の労働災害防止を行うものとする。
- 2) 本工事で使用する足場工は、橋梁足場工の設置日数として塗装に必要な 28 供用日を 想定している。

第20条 週休2日適用工事

本工事は、本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日(土日)に取り組むこともできる。

- 1) 週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。
- 2)取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。

第21条 工期について

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

1	準備期間	60日間
2	後片付け期間	20日間
3	雨休率	1.88
4	年末年始	5日間
(5)	他工事との作業重複期間	O日間

第22条 その他

- 1)適用工種は『鋼橋架設工事』とし施工地域区分については『一般交通影響有り(2)』とする。
- 2) 適用単価年月日は『令和7年10月1日基準』とする。
- 3) その他疑義が生じた場合は監督員と協議すること。